

京都市消費生活審議会 市民公募委員を募集します！



～消費生活について、一緒に考えてみませんか？～

私たちの日々の生活の中で、商品やサービスを購入し、それらを消費することを「消費生活」といいます。

京都市では、市民の皆様の消費生活を安心・安全でより良いものとするために、京都市消費生活基本計画を定め、消費生活に関する様々な施策を総合的に推進しています。

また、同計画に基づき推進する施策は、外部の有識者や各種団体等から選出された委員で構成される、京都市消費生活審議会にて点検・評価を受けるほか、施策に関する様々な意見を頂戴し、これらを施策に反映させることとしています。

この度、市民の皆様からの幅広い御意見・御提案を市政に反映するため、本審議会に市民公募委員として参加いただける方を募集します。

若い方をはじめとする幅広い年代の方々の積極的な御応募をお待ちしています。

【募集人数】 2名

【応募期間】 令和6年9月10日（火）～令和6年10月10日（木）

【応募・問合せ先】

京都市文化市民局暮らし安全推進部消費生活総合センター（消費生活審議会担当）

〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521

中京区総合庁舎3階

TEL：075-366-2250 FAX：075-366-2259

E-mail：soudan@city.kyoto.lg.jp

ホームページ： <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000327632.html>



二次元コード

応募方法の詳細は、次のページをご覧ください。



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



京都市印刷物 第064366号

発行/令和6年9月

京都市文化市民局暮らし安全推進部

消費生活総合センター

1 委員の職務等

(1) 内容

年2～4回程度、平日の日中に開催される審議会等に出席していただき、消費生活に関わる様々な議題に対し、市民の立場から意見を述べていただきます。

(2) 就任期間

令和6年12月1日から令和8年11月30日まで

(3) 報酬

会議への出席ごとに、本市が定める委員報酬をお支払いします。

2 応募資格

令和6年12月1日現在で、次の条件を全て満たす方

- (1) 市内に居住し又は通勤・通学されている満18歳以上の方
※ 国籍は問いませんが、日本語での会話が可能な方に限ります。
- (2) 国及び地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
- (3) 京都市において2つ以上の審議会等の市民公募委員に委嘱されていない方
- (4) 過去に京都市消費生活審議会委員を経験したことがない方
- (5) 平日の日中に開催される会議に出席できる方（おおむね年2～4回程度）

3 募集人数

2名

4 応募方法

(1) 応募方法

応募用紙に必要な事項、小論文（京都市の消費生活行政や消費者問題、京都市が取り組むべき課題、京都市民の消費生活向上についてのアイデア等）を800字以内で記入し、持参、郵送、FAX、メール又はホームページの応募フォームで御応募ください。

なお、御提出いただいた書類は返却しませんので御了承ください。

(2) 応募期間

令和6年9月10日（火）から令和6年10月10日（木）まで

※ 郵送の場合は、10月10日（木）必着、また、FAX、メール及び応募フォームの場合は、送信日時の記録が10月10日（木）までのものを有効とします。

持参の場合は、消費生活総合センター開所時間中（土・日・祝休日を除く、午前9時から午後5時まで。）。

応募動機の記入ポイント

- ・市民全体の消費生活向上についての、柔軟な発想と前向きな意見
- ・消費生活に関する知見や関心
- ・論理的な文章構成

5 選考方法

御応募いただいた書類により選考します。選考の結果については、11月上旬に応募者全員に通知します。

なお、市民公募委員として選出された場合は、氏名を公表させていただきます。

※個別に具体的な選考内容をお答えすることはできませんので、御了承ください。

6 その他

過去の京都市消費生活審議会の内容は、以下のホームページで公開しています。

参考に御覧ください。 URL : <https://kyoto-soudan.jp/ordinance/singikai/>



二次元コード

